学習課題　　【みんなが思っている名称と登録商標，そしてその認知度】ワークシート

1.「もの言わぬセールスマン」

１条理解

　　商標法　　　昭和三十四年

　　（目的）第一条

　　　この法律は，商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

2.身近な誤用名称などの例

|  |
| --- |
| スポーツにおける名称の誤用例をあげてみよう |

|  |
| --- |
| ・イベントや大会名称であげてみよう |

※アンブッシュマーケティングと判断する程ではないが・・・

　・周知表示混同惹起行為（第1号）

　　需要者の間に広く認識されている他人の商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用し，他人

　　の商品又は営業と混同を生じさせる行為。

　・著名表示冒用行為（第2号）

　　他人の著名な商品等表示と同一または類似のものを自己の商品等表示として使用する行為。ただ乗

　　り，希釈化，汚染がある。

※※愛称として利用される例）

　・「〇〇ニッポン」や「△△ジャパン」，「サムライ■■」

日本代表チームの例）　「侍ジャパン」や「なでしこジャパン」，「サムライブルー」

3.名称変更の事例（さまざまな背景，認知度を向上や普及のためなど）

|  |
| --- |
| スポーツにおける変更事例シンクロナイズドスイミング　→ フリスビー　→ スポーツ吹矢　→  |

4.商標登録されているかどうか調査するには

インターネットを用いた特許情報のプラットフォームである「J-Platpat」を利用する

条件：普及に注力しているニュースポーツに絞って調査しましょう

商標登録事例）

・ティーボール…バッティングティーにボールを載せ，その止まったボールを打つことからゲームが始まる，野球を基にしたもの。

・タグラグビー…危険度の高いタックルをタグ取りに置き換え，ルールを単純化したラグビーであり，学校体育でも取り入れられているもの。

・スポーツチャンバラ…エアー・ソフト剣を用いた剣術

・フォトロゲイニング…写真を撮りながら街歩きをして獲得した得点を競うもの

5.正しい名称を広めていくには

商標権の３大機能

１）（出所表示）機能　　　…　　一定の生産者や販売者

２）（品質保証）機能　　　…　　一定の品質

３）（広告）機能　　　　　…　　購入促進

商標の定義

①文字・図形・記号・立体形状もしくは色彩またはこれらの結合

②業として商品を生産し，証明し，又は譲渡するものがその商品について使用するもの

③業として役務を提供し，又は証明するものがその役務について使用するもの

商標を出願するには

・書類で出願する方法と，インターネットを用いて出願する方法がある。

・出願後，商標審査官審査

　出願や登録（更新）等する際に，所定料金の納付が必要（3400円＋）

　　出願料：　3,400円＋（8,600円×区分数）　登録料：　28,200円×区分数

　　※書面で提出した場合の電子化手数料：1,200円＋(700円×書面のページ数)

参照：特許庁HP,https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html#04

能　力 項　目 A B C

知識・技能 知的財産権の基礎知識を身につける。 商標権の目的，取得の条件を理解する 商標権の目的や取得の条件を知る。 Ｂの基準に達していない。

思考力・判断力・表現力等 具体的な誤用例を考えたり，商標登録の意義を考えたりする。 具体的な誤用例を考えたり，商標登録の意義を考えたりする。 具体的な誤用例をみつけたり，違いを考えられる。 Ｂの基準に達していない。

学びに向う力等

（現代的な課題） すすんで商標権の役割を考え，身近な商品への見方・考え方を再考してみる。 身近な商標に気づき，その効果やねらいを感じ取ることができる。 既存の商標を気づくことができる。 Ｂの基準に達していない。

評価規準